

経営指導員研修等への講師派遣(御案内)

公正取引委員会では、中小事業者に対する相談体制を強化する独占禁止法相談ネットワークの取組の一環として、経営指導員の皆様に独占禁止法及び下請法について理解を深めていただくため、商工会議所又は商工会が主催する経営指導員研修等へ講師派遣を行っております。

また、経営指導員研修に限らず、商工会議所又は商工会が主催する各種研修への講師派遣についても、可能な限り対応いたしますので、積極的に御活用ください。

講師派遣の概要

- 講師派遣先：商工会議所又は商工会
- 所要時間：20分～60分間（御相談に応じます。）
- 研修費用：講師料等の謝礼は一切不要です。
- 説明資料：御希望の説明内容に応じて、資料を準備いたします（可能であれば資料の投影用機材の御用意をお願いしております。）。

研修内容の例

- 独占禁止法相談ネットワークについて
- 独占禁止法、下請法の概要、執行状況
- 最近の独占禁止法、下請法違反事件

研修の実例

- 商工会議所連合会又は商工会連合会が主催する経営指導員研修会
- 商工会議所連合会の相談担当職員向け研修会
- 商工会議所又は商工会が主催する会員向け講習会

講師派遣の問い合わせ先

所在地	連絡先	管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 13 階	取引部相談指導室 TEL: (03)3581-5471(代表) (03)3581-5481(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・ 長野県・山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	総務課 TEL: (011)231-6300	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	総務課 TEL: (022)225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	経済取引指導官 TEL: (052)961-9422	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・ 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	経済取引指導官 TEL: (06)6941-2174	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	総務課 TEL: (082)228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	総務課 TEL: (087)811-1750	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	経済取引指導官 TEL: (092)431-5882	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	公正取引課 TEL: (098)866-0049	沖縄県

